

核燃料サイクル政策に係る国の責任ある対応を求める意見書

敦賀市は、エネルギー資源の乏しい我が国にとって核燃料サイクルの確立が必要であり、特に高速増殖原型炉もんじゅについては、ウラン資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から重要な意義を持つとの国の再三再四の説明を信頼し、国策として協力してきた。

また、平成7年のナトリウム漏えい事故、平成25年の保安措置命令、さらには昨年11月の原子力規制委員会から文部科学大臣に対する勧告等、重大な問題に直面するたび、立地地域として大変な不安を抱きながらも、もんじゅは核燃料サイクル政策の根幹であり、原子力政策全体の問題であるとの考えから、引き続き協力してきたところである。

そのような中、去る9月21日に政府の原子力関係閣僚会議が開催され、「もんじゅについては、廃炉を含め抜本的な見直しを行う」という決定がなされたことについては、これまで長年に渡り国策に協力してきた立地地域としては大変遺憾であり、地元への説明が全くないまま議論が進められてきたことに大きな不信感を抱いている。

国においては、そうした立地地域の思いや意見を十分に踏まえた上で、核燃料サイクル政策の目的を果たせるよう、長期的な視野に立ち、取り組むことが肝要である。

よって、下記の事項について真摯に進めていくことを強く要望する。

記

- 1 もんじゅを含めた核燃料サイクル政策について、その議論に際しては、国策に長年協力してきた立地地域の意向を十分酌み取るとともに、国民理解を得ながら進めること。
- 2 もんじゅのあり方については、政府全体で長期的な視野に立ち、安全を最優先に検討を進めること。
- 3 もんじゅの今後のあり方や安全確保等については、これまで

の新聞報道等により不安を持っている市民も多いこと、また、立地地域の経済及び雇用に与える影響が大きいことに鑑み、責任ある立場の者が、敦賀市及び敦賀市議会に対し、丁寧に説明し理解を得るための取り組みを早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 9 月 28 日

敦 賀 市 議 会